



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」告示に関する日本看護協会の見解

公益社団法人日本看護協会（会長・高橋弘枝、会員 76 万人）は、政府が10月26日に「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」を告示したことについて、以下の通り、見解を公表します。

報道関係の皆さまにおかれましては、趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますようお願い申し上げます。

「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」告示に関する 日本看護協会の見解

この度、「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が改定され、「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」（以下「本指針」）が告示された。

本指針は「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき1992年12月に制定され、いわゆる「ニッパチ」（複数者による月8回以内の夜勤体制）が掲げられるなど当時の情勢に沿った内容のものだった。今般、制定から約30年を経て、看護を取り巻く状況が大きく変化し、昨今のコロナ禍で看護に関する課題が改めて注目される中で、初めての改定が行われた。本会としては、改定の実現を高く評価するとともに、本指針の改定に携わられた関係者の皆さまに感謝したい。

本指針の内容は、看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）の勤務環境や処遇の改善、就業者の確保推進、資質の向上支援など、看護師等を支えることで国民に良質な医療・看護を提供することを目指す、極めて重要なものである。

わが国では、少子高齢化の進展に伴い、現役世代が減少する一方で、看護ニーズの増大が見込まれており、看護師等の確保推進が益々重要になっている。さらに、看護が必要とされる場が医療機関内に留まらず地域に拡大する中で国民の多様な看護ニーズに応えるための専門的知識・技術は年々増加している。加えて、コロナ禍や大規模な震災、水害等の経験から新興感染症や自然災害の発生に備えた看護師等の確保も求められている。

看護師等は365日、24時間、厳しい勤務環境の中、患者・利用者のいのちと健康をまもり支えている。看護師等の確保には、新規養成、就業継続、復職支援が必要だが、その前提として重要なのは、現場の看護師等が安全に安心して働くことができる環境の構築である。本指針の中には夜勤負担の軽減や、仕事と育児・介護との両立支援等の勤務環境や処遇改善を推進するための方策が示されている。

News Release

報道関係者各位

公益社団法人 日本看護協会 広報部

2023年10月26日

また、看護師等の量的確保に加え、資質の向上、地域的・領域的偏在への対応が重要性を増しており、改定後の本指針には、生涯にわたる学習支援体制の構築、専門看護師、認定看護師の資格取得や特定行為研修等の受講推進、ナースセンターの機能強化などが示されている。そして、看護管理者の資質の向上とリーダーシップの発揮の重要性が示されたことは特筆すべきものとする。

本会では本指針に示された内容を踏まえ、看護が必要とされるあらゆる場における看護師等の確保に向けて、これらの課題解決に取り組み、一人一人の看護師等、都道府県看護協会、関係団体、行政とともに「国民への良質な看護の提供」に向け、今後も尽力していく。

<参考>

厚生労働省 看護職員確保対策【看護師等確保指針について】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525.html>

令和5年10月26日(官報 号外 第226号)

<https://kanpou.npb.go.jp/20231026/20231026g00226/20231026g002260000f.html>

看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針(文部科学・厚生労働八)

<https://kanpou.npb.go.jp/20231026/20231026g00226/20231026g002260001f.html>